

泉崎村立地適正化計画に係る 届出制度の手引き

令和8年3月

泉 崎 村

はじめに

< 立地適正化計画とは >

立地適正化計画制度は、人口が減少する中でも既存ストックを活用しながら、医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導しつつ、その周辺や公共交通の沿線に居住を誘導し、生活サービスへのアクセスを確保しながら、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、コンパクトな市街地と地域公共交通ネットワークの形成に同時に取り組む『コンパクト・プラス・ネットワーク』という都市構造を目指すものです。

< 届出とは >

立地適正化計画では、将来の人口減少を見据え、居住や都市機能を集積すべきエリアである居住誘導区域や都市機能誘導区域を定め、計画的に誘導を図るものです。

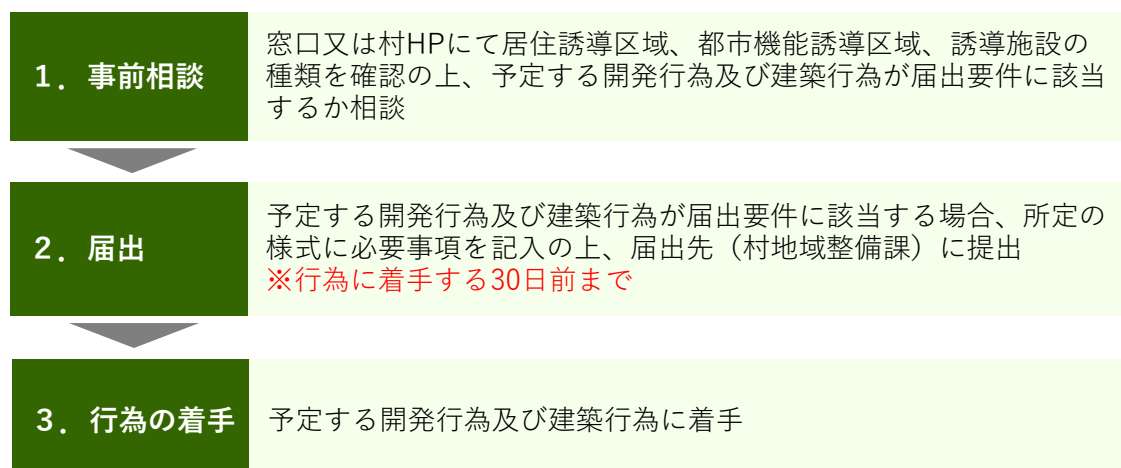
そのため、開発行為や建築行為がいつどこで行われているかの実態を把握するために、居住誘導区域や都市機能誘導区域の外で一定規模以上の開発行為等を行う場合、または、都市機能誘導区域内で誘導施設の休廃止を行う場合、事前に村への届出が必要となります。

< 届出の発生日 >

一定規模以上の開発行為及び建築行為に係る届出は、泉崎村立地適正化計画の公表日である令和8年3月31日から必要となります。

< 届出の流れ >

一定規模以上の開発行為及び建築行為に係る届出は、以下の流れにもとづき実施してください。



居住誘導区域外における届出

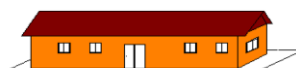
<届出の対象となる行為>

居住誘導区域外において、以下の行為を行おうとする場合には、原則として村長への届出が必要です。（都市再生特別措置法第 88 条第 1 項）

○開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1000㎡以上のもの
- ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為
※泉崎村では条例を制定していません。

①の例示
3戸の開発行為  届

②の例示
1,300㎡
1戸の開発行為  届

800㎡
2戸の開発行為  不要

○建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合
※泉崎村では条例を制定していません。
- ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

①の例示
3戸の建築行為  届

1戸の建築行為  不要

<届出の時期>

届出は、工事に着手する 30 日前までに行う必要があります。

届出書類の作成

届出は、以下の区分により、あらかじめ所定の様式に添付図書を添えて行います。

1) 開発行為の場合

●届出書.....様式 1 (居住)

●添付図書 (A 3 版)

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (位置図等: 縮尺 2,500 分の 1 以上)
- ② 設計図 (計画平面図、土地利用計画図など工事概要がわかるもの)
- ③ 公図の写しなど、地番のわかる図面
- ④ その他、参考となる事項を記載した図書

2) 建築等行為の場合

●届出書.....様式 2 (居住)

●添付図書 (A 3 版)

- ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 (配置図)
- ② 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図
- ③ 公図の写しなど、地番のわかる図面
- ④ その他参考となる事項を記載した図書

3) 上記 2 つの届出内容を変更する場合

●届出書.....様式 3 (居住)

●添付書類 (上記のそれぞれの場合と同様)

<届出書類の提出>

届出は、あらかじめ定められている届出様式に、必要な図面・図書を添付し、正本と副本の 2 部を提出することで行います。

なお、届出を受理した後、届出者に対し副本の返却と併せて通知書を交付します。

都市機能誘導区域外における届出

<届出の対象となる行為>

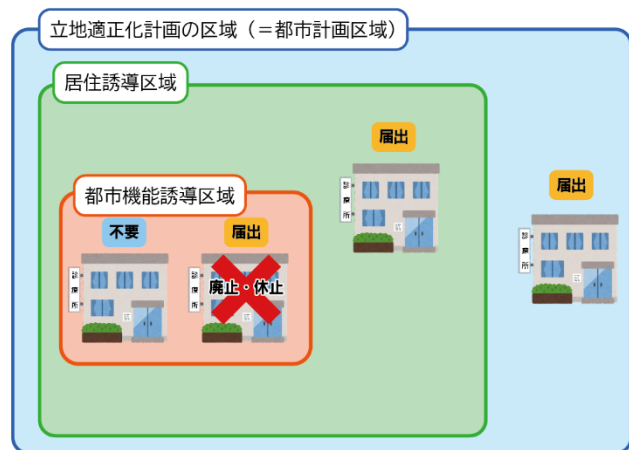
都市機能誘導区域外の区域において、誘導施設を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として村長への届出が必要です。（都市再生特別措置法第 108 条第 1 項）

○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

○開発行為以外

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



<本村における誘導施設>

機 能	誘 導 施 設	備 考
行政機能	役場	地方自治法第4条第1項に規定する役場
医療機能	診療所、病院	医療法第1条に規定する診療所、病院
	保健福祉総合センター	地域保健法第18条に規定する市町村保健センター
子育て 支援機能	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所について、都道府県（または政令指定都市または中核市）が設置を認可した施設
	認定子ども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
	こども家庭センター	児童福祉法第10条の2第2項に規定するこども家庭センター
	その他子育て支援施設	子育て世代活動支援センターなど
教育機能	幼稚園	学校教育法第1条に規定する幼稚園
	小学校	学校教育法第1条に規定する小学校
	中学校	学校教育法第1条に規定する中学校
文化機能	図書館	図書館法第2条に規定する図書館
	劇場	映画館、演芸場、観覧場含む
	博物館、美術館	博物館法第1条に規定する博物館（美術館含む）
	集会場	集会所、地域交流センター、賑わい・交流創出施設含む
	テレワーク拠点施設	コワーキングスペースやサテライトオフィスなど
	観光交流センター	観光情報を提供するとともに、特産品の販売やイベント開催を通じて旅行者と住民の交流を促進し、地域活性化を目指す施設
商業機能	スーパーマーケット	飲食店、販売店含む、床面積1,500㎡以上のもの
	金融機関	ATMのみの設置は除く
交通機能	複合交通センター	鉄道、バス、タクシー、自家用車、自転車、徒歩など、様々な交通手段が集約・接続する拠点に、商業施設、公共施設などが複合的に整備された施設

<届出の時期>

届出は、工事に着手する 30 日前までに行う必要があります。

<届出書類の作成>

届出は、以下の区分により、あらかじめ定められた届出書様式に添付図書を添えて行います。

1) 開発行為の場合

●届出書様式 4 (都市機能)

●添付図書 (A 3 版)

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (位置図等 縮尺 2,500 分の 1 以上)
- ② 設計図 (計画平面図、土地利用計画図など工事概要がわかるもの)
- ③ 公図の写しなど、地番のわかる図面
- ④ その他、参考となる事項を記載した図書

2) 建築等行為の場合

●届出書様式 5 (都市機能)

●添付図書 (A 3 版)

- ① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面 (配置図)
- ② 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図
- ③ 公図の写しなど、地番のわかる図面
- ④ その他参考となる事項を記載した図書

3) 上記 2 つの届出内容を変更する場合

●届出書様式 6 (都市機能)

●添付書類 (上記のそれぞれの場合と同様)

<届出書類の提出>

届出は、あらかじめ定められている届出様式に、必要な図面・図書を添付し、正本と副本の 2 部を提出することで行います。

なお、届出を受理した後、届出者に対し副本の返却と併せて通知書を交付します。

誘導施設の休廃止における届出

<届出の対象となる行為>

都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止・廃止をしようとする場合、原則として村長への届出が必要です。（都市再生特別措置法第108条の2第1項）

<本村における誘導施設>

機 能	誘 導 施 設	備 考
行政機能	役場	地方自治法第4条第1項に規定する役場
医療機能	診療所、病院	医療法第1条に規定する診療所、病院
	保健福祉総合センター	地域保健法第18条に規定する市町村保健センター
子育て支援機能	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所について、都道府県（または政令指定都市または中核市）が設置を認可した施設
	認定子ども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園
	こども家庭センター	児童福祉法第10条の2第2項に規定するこども家庭センター
	その他子育て支援施設	子育て世代活動支援センターなど
教育機能	幼稚園	学校教育法第1条に規定する幼稚園
	小学校	学校教育法第1条に規定する小学校
	中学校	学校教育法第1条に規定する中学校
文化機能	図書館	図書館法第2条に規定する図書館
	劇場	映画館、演芸場、観覧場含む
	博物館、美術館	博物館法第1条に規定する博物館（美術館含む）
	集会場	集会所、地域交流センター、賑わい・交流創出施設含む
	テレワーク拠点施設	コワーキングスペースやサテライトオフィスなど
	観光交流センター	観光情報を提供するとともに、特産品の販売やイベント開催を通じて旅行者と住民の交流を促進し、地域活性化を目指す施設
商業機能	スーパーマーケット	飲食店、販売店含む、床面積1,500㎡以上のもの
	金融機関	ATMのみの設置は除く
交通機能	複合交通センター	鉄道、バス、タクシー、自家用車、自転車、徒歩など、様々な交通手段が集約・接続する拠点に、商業施設、公共施設などが複合的に整備された施設

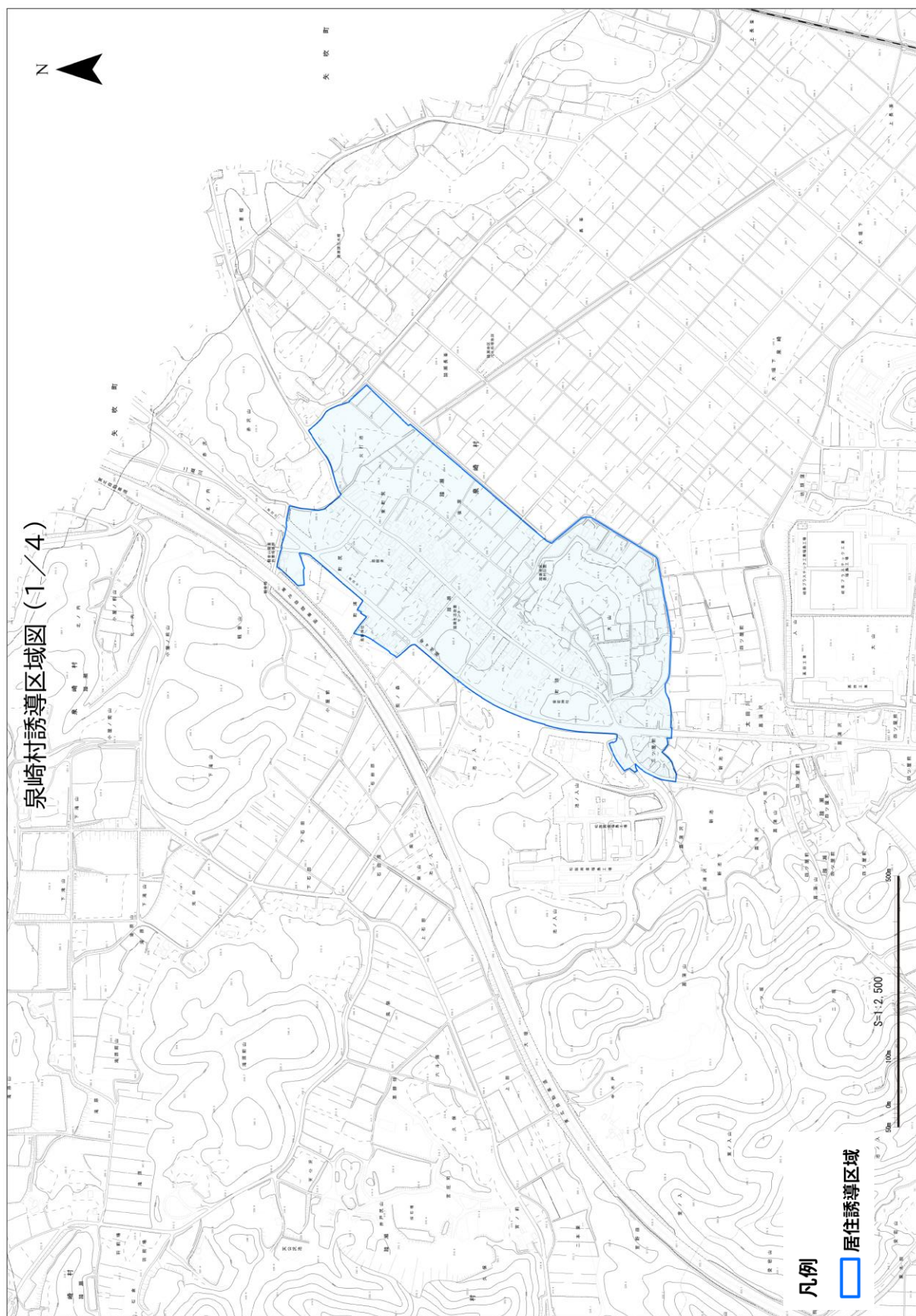
<届出の時期>

届出は、施設の休廃止の 30 日前までに行う必要があります。

<届出書類の作成>

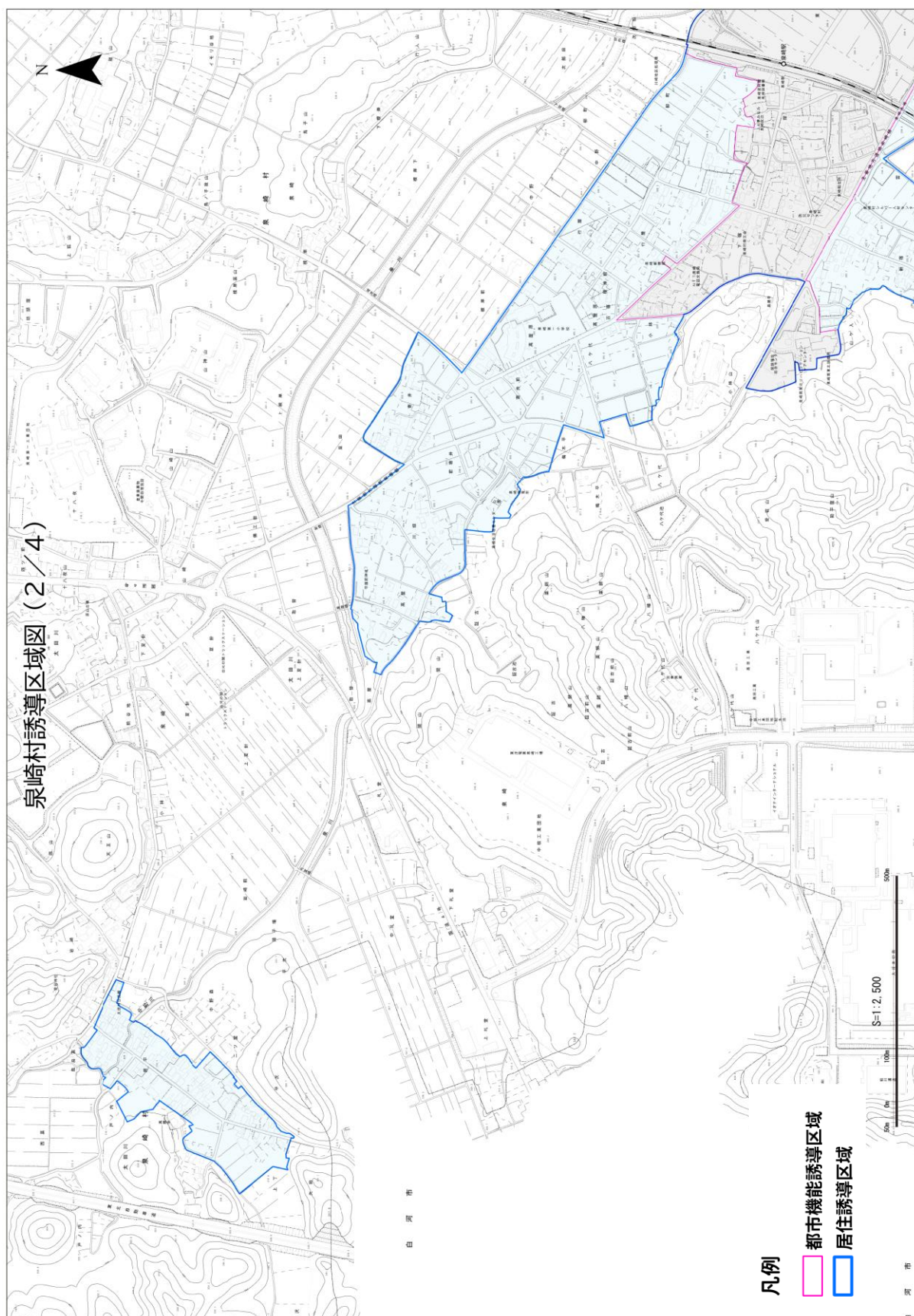
■届出書..... 様式 7（休廃止）

誘導区域図 (1/4)



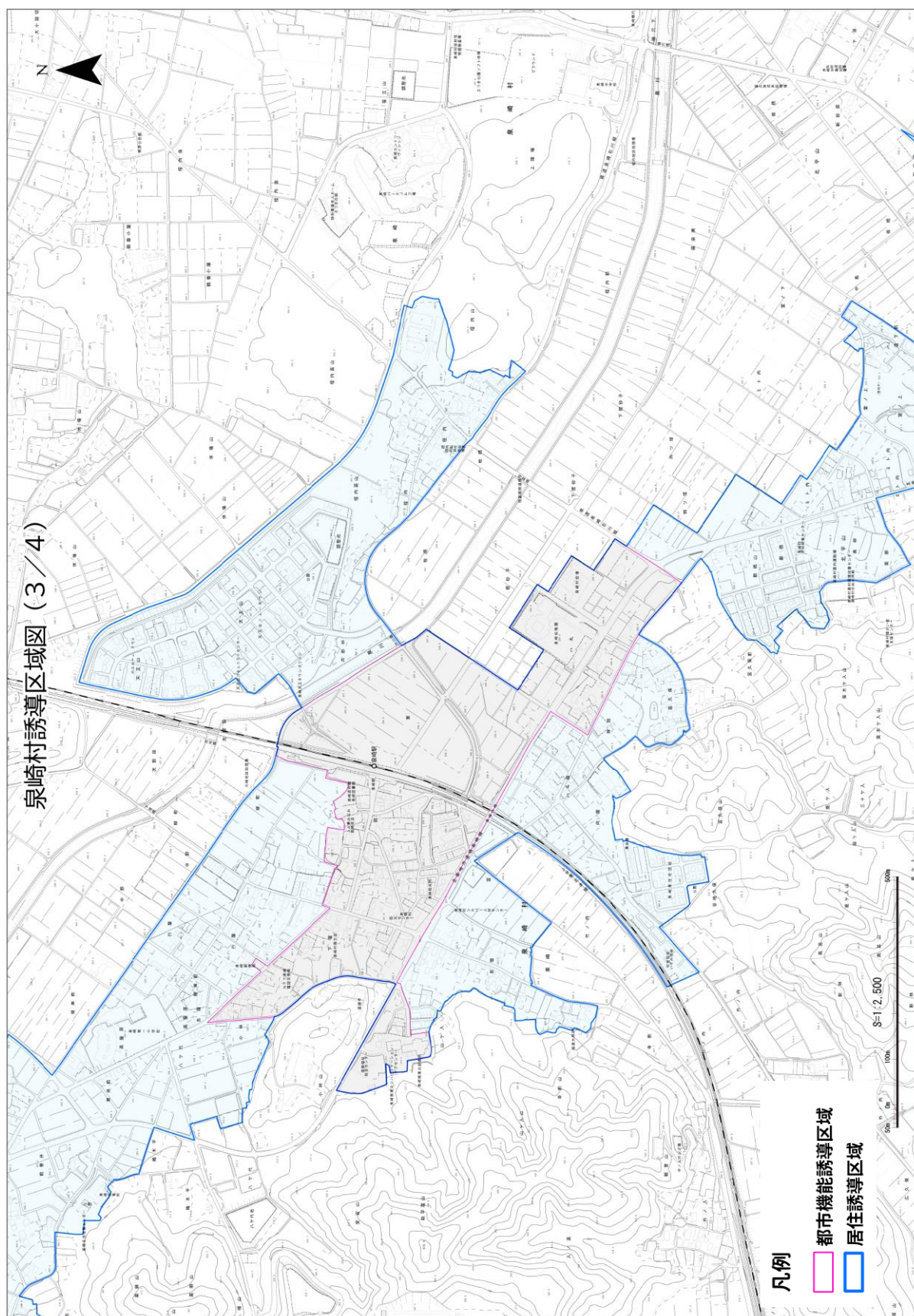
※誘導区域の詳細は村建設水道課の窓口にてご確認ください。

誘導区域図 (2/4)



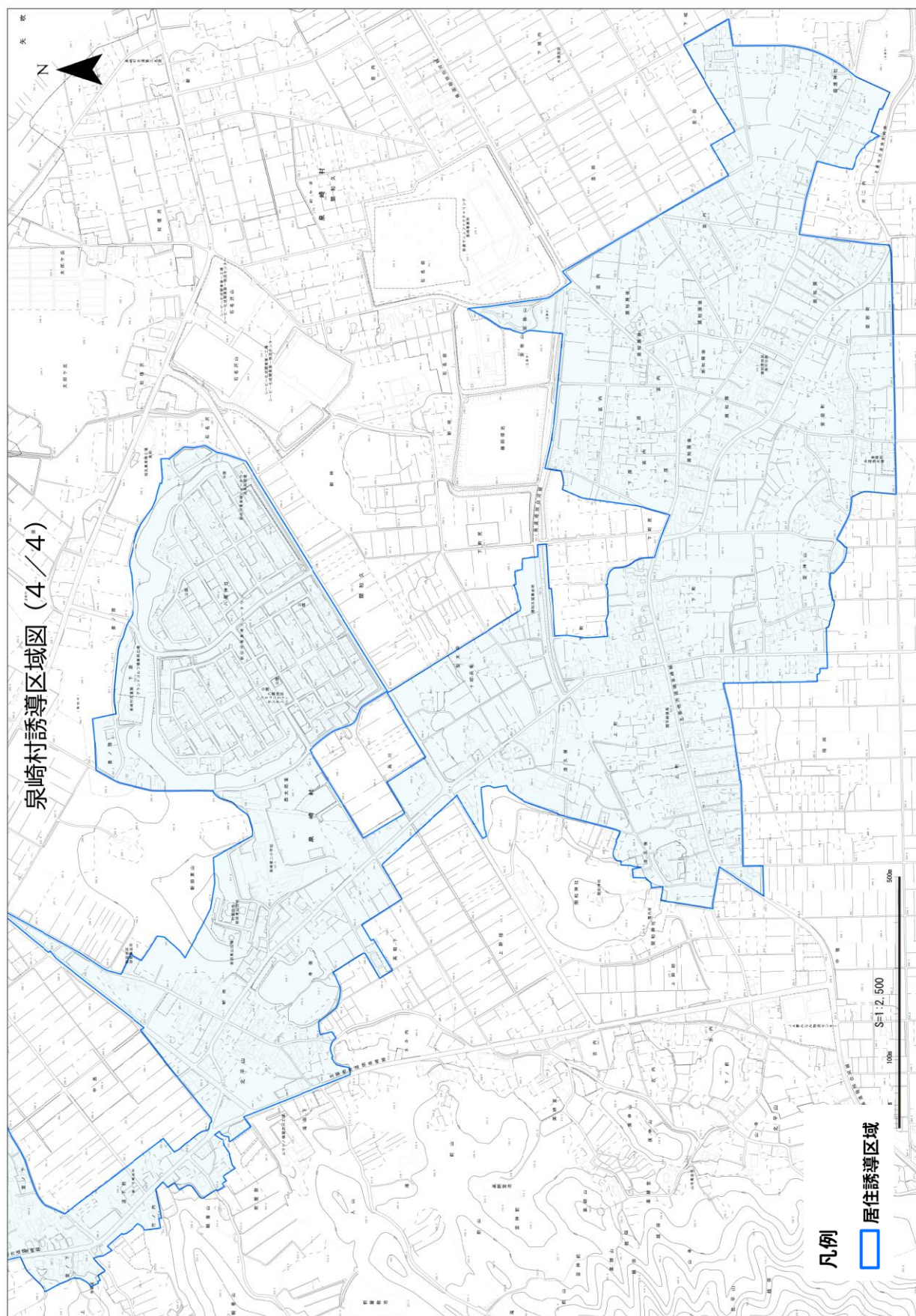
※誘導区域の詳細は村建設水道課の窓口にてご確認ください。

誘導区域図 (3/4)



※誘導区域の詳細は村建設水道課の窓口にてご確認ください。

誘導区域図 (4/4)



※誘導区域の詳細は村建設水道課の窓口にてご確認ください。

届出様式及び記入例

届出様式のwordデータについては、泉崎村のホームページからダウンロードできます。代理人により届出を提出する場合は、委任状（参考様式P27）が必要となります。

（様式第1号）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

泉崎村長 殿

届出者 住 所

氏 名
(連絡先)

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(様式第1号)

記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和9年 6月 10日

泉崎村長 殿

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

届出者 住 所 泉崎村〇〇〇〇 〇-〇

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇

(連絡先) 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	泉崎村〇〇〇〇 〇-〇
	2 開 発 区 域 の 面 積	1,300 平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	共同住宅〇戸
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	令和9年 7月15日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	令和10年 2月 1日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	【連絡先】 泉崎村〇〇〇〇 〇-〇 株式会社〇〇設計 担当：〇〇 TEL：〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(様式第2号)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

住宅等の新築
建築物を改築して住宅等とする行為
建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

年 月 日

泉崎村長 殿

届出者 住 所

氏 名
(連絡先)

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする住宅等又は改築 若しくは用途の変更後の住宅等の 用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする 場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(様式第2号)

記入例

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

該当する箇所を丸囲み

{ 住宅等の新築 }
建築物を改築して住宅等とする行為
建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。

令和9年 6月 10日

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

泉崎村長 殿

届出者 住 所 泉崎村〇〇〇〇 〇-〇

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇

(連絡先) 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	(土地の所在、地番) : 泉崎村〇〇〇〇 (地目) : 1番地 宅地 2番地 田 (面積) : 1番地 300平方メートル 2番地 990平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅等 の用途	共同住宅
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途	—
4 その他必要な事項	戸数 : 〇戸 工事の着手予定日 : 令和9年7月15日 工事の完了予定日 : 令和10年2月1日 【連絡先】 泉崎村〇〇〇〇 〇-〇 株式会社〇〇設計 担当 : 〇〇 TEL : 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

注 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(様式第3号)

行為の変更届出書

年 月 日

泉崎村長 殿

届出者 住 所

氏 名
(連絡先)

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により
届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(様式第3号)

記入例

行為の変更届出書

令和9年 7月 1日

泉崎村長 殿

届出者 住 所 泉崎村〇〇〇〇 〇-〇

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇
(連絡先) 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和9年 6月 10日
- 2 変更の内容
戸数の変更 (24戸→28戸)
着手予定年月日の変更 (令和9年7月15日→令和9年8月23日)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和9年 8月 23日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和10年 3月 12日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(様式第4号)

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

泉崎村長 殿

届出者 住 所

氏 名
(連絡先)

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(様式第4号)

記入例

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和9年 6月10日

泉崎村長 殿

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

届出者 住 所 泉崎村〇〇〇〇 〇-〇

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇

(連絡先) 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	泉崎村〇〇〇〇 〇-〇
	2 開 発 区 域 の 面 積	4, 0 0 0平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	スーパーマーケット(床面積1, 8 0 0㎡)
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	令和9年 8月 1日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	令和10年 7月 2日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	【連絡先】 泉崎村〇〇〇〇 〇-〇 株式会社〇〇設計 担当: 〇〇 TEL: 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(様式第5号)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、 { 誘 導 施 設 を 有 す る 建 築 物 の 新 築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 } について、下記により届け出ます。 年 月 日 泉崎村長 殿 届出者 住 所 氏 名 (連絡先)	
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	
2 新築しようとする建築物又は改 築若しくは用途の変更後の建築物 の用途	
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(様式第5号)

記入例

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届け出ます。 令和9年 6月 10日 泉崎村長 殿 届出者 住 所 泉崎村〇〇〇〇 〇-〇 氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 (連絡先) 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇 該当する箇所を丸囲み 届出日を記入 (工事着手の30日前まで)	
1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	(土地の所在、地番) : 泉崎村〇〇〇〇 (地目) : 1番地 宅地 2番地 田 (面積) : 1番地 1,000平方メートル 2番地 3,000平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築 若しくは用途の変更後の建築物の 用途	スーパーマーケット (床面積1,800㎡)
3 改築又は用途の変更をしようとする 場合は既存の建築物の用途	—
4 その他必要な事項	工事の着手予定日 : 令和9年8月1日 工事の完了予定日 : 令和10年7月2日 【連絡先】 泉崎村〇〇〇〇 〇-〇 株式会社〇〇設計 担当 : 〇〇 TEL : 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(様式第 6 号)

行 為 の 変 更 届 出 書

年 月 日

泉崎村長 殿

届出者 住 所

氏 名
(連絡先)

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更部分に係る行為の着手予定日 年 月 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 年 月 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(様式第 6 号)

記入例

行為の変更届出書

令和 9 年 6 月 3 0 日

泉崎村長 殿

届出者 住 所 泉崎村〇〇〇〇 〇-〇

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇
(連絡先) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 令和 9 年 6 月 1 0 日
- 2 変更の内容
面積の変更 (4, 0 0 0 平方メートル → 3, 8 0 0 平方メートル)
着手予定年月日の変更 (令和 9 年 8 月 1 日 → 令和 9 年 8 月 2 3 日)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 9 年 8 月 2 3 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 1 0 年 7 月 2 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(様式第7号)

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

泉崎村長 殿

届出者 住 所

氏 名
(連絡先)

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

2 休止（廃止）しようとする年月日

年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

（1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

（2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

(様式第7号)

記入例

誘導施設の休廃止届出書

令和9年 9月 1日

泉崎村長 殿

届出者 住 所 泉崎村〇〇〇〇 〇-〇

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇

(連絡先) 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・**廃止**)について、下記により届け出ます。

記

該当する行為を丸囲み

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

誘導施設の名称: 〇〇

誘導施設の用途: スーパーマーケット (1,500㎡)

誘導施設の所在地: 泉崎村〇〇〇 〇-〇

2 休止(廃止)しようとする年月日

令和9年 9月 10日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止(廃止)に伴う措置

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

建築物の使用予定: なし

建築物の使用予定がある場合は、予定用途を記載
例) 予定用途: スーパーマーケット (3,000㎡超)

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

令和〇年〇月 既存建築物の除却

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

(参考様式)

委 任 状

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者を代理人と認め、次の権限を委任します。

委任事項 _____ 都市再生特別措置法第○条に基づく届出 _____

令和 年 月 日

(委任者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

(参考様式)

記入例

委任状

(代理人)

住 所 泉崎村〇〇〇 〇-〇

氏 名 〇〇〇 〇〇〇

私は、上記の者を代理人と認め、次の権限を委任します。

委任事項 都市再生特別措置法第〇条に基づく届出

法第88条、第108条、第108条の2のうち
該当する条項を記載

令和〇年〇月〇日

(委任者)

住 所 泉崎村〇〇〇 〇-〇

氏 名 株式会社〇〇 代表取締役〇〇 〇〇 印

押印

<届出先>

泉崎村役場 建設水道課

〒969-0196 福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸145

TEL 0248-53-2114 (直通)

FAX 0248-53-2958

e-mail kensetsu@vill.izumizaki.fukushima.jp